

税 額 等 の 証 明 書

③

税額等の証明書は、この用紙に貼ってください（左上を糊付け）。

所沢市で住民税(市民税・県民税)が課税されていない方は、利用調整及び保育料算定のため、所得課税(非課税)証明書が必要です。
 下記の入園希望開始月に応じた書類について、所沢市で課税されていない**保護者の方それぞれの分**をご提出ください。
 (提出いただいた書類は返却できませんので、提出する証明書はコピーでもかまいません。)

入園希望の開始月		
平成30年4月～7月	平成30年8月	平成30年9月～平成31年3月
●平成29年度所得課税(非課税)証明書 (平成29年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。)	●平成29年度所得課税(非課税)証明書 (平成29年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。) ●平成30年度所得課税(非課税)証明書 (平成30年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。)	●平成30年度所得課税(非課税)証明書 (平成30年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。)

注意事項(必ずご確認ください)

- ・平成29年度課税(非課税)証明書は、平成29年1月1日現在の住所地の住民税担当課で発行される所得課税(非課税)証明書を取得してください。
- ・平成30年度課税(非課税)証明書は、平成30年1月1日現在の住所地の住民税担当課で発行される所得課税(非課税)証明書を取得してください。
- ・証明書の名称は市区町村により異なる為、名称に関係なく、**住民税の課税額、扶養の内訳、控除額の内訳、所得の内訳の記載がある**証明書をご用意ください。
 ただし、非課税の方のみ、課税額以外を省略した証明書でもかまいません。
- ・ご自宅に届く税額決定通知書や、お勤め先からもらう特別徴収税額の決定・変更通知書では代用できませんのでご注意ください。
- ・保護者それぞれの分をご提出ください。(非課税の方や、扶養に入っている方も提出が必要です。)
- ・児童手当申請等のため、他部署へ提出している場合にも、改めて保育幼稚園課への提出が必要です。(コピー可)
- ・海外での所得があり、日本で住民税が課税されていない場合、該当する年の海外での所得がわかる証明書等の提出が必要になります。
 詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。

* 保護者記入欄 (支給認定(現況)申請書と同時に提出する場合は、下記の欄の記入は必要ありません。)

児童名	生年月日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請・待機中	<input type="checkbox"/> 在園中 施設名
-----	------	----------	---------------------------------	----------------------------------